

大住吉総第 号  
年 月 日

(団体名・代表者氏名) 様

大阪市住吉区長  
〇〇 〇〇

住吉区役所後援名義使用承認について (通知)

年 月 日付けで申請のありました「(事業名称)」における「大阪市住吉区役所」後援名義の使用について、次の条件を付けて承認します。

記

- 1 申請後事業計画を変更した場合は、直ちに「住吉区役所後援名義使用事業 事業計画変更届 (様式3)」を提出してください。(変更等により、承認要件を満たさなくなったと認められるときは、その承認を取消す場合があります。)
- 2 申請内容に著しい相違が認められるとき、又はその他不適当と認められる行為があったときは、その承認を取消す場合があります。(承認が取消されたことによる損害については、住吉区役所は一切補償しません。)
- 3 承認した事業において発生した事故等について、住吉区役所は損害賠償その他の責任は負いません。
- 4 事業が終了したときは、事業終了後1か月以内に「住吉区役所後援名義使用事業 事業実施報告書 (様式4)」及び事業の収支がわかる書類 (参加者から負担金を徴収した場合)を提出してください。また、告知用チラシやパンフレット等、成果物がある場合は、併せて提出してください。

担当 : 〒558-8501 住吉区南住吉3丁目15番55号  
住吉区役所総務課 〇〇  
電話番号 : 06-6694-9625  
FAX 番号 : 06-6692-5535